

農林水産省行政文書管理規則改正案 新旧対照表

(傍線部分は改正部分)

改正案	現 行
<p>目次</p> <p>第1章～第8章 (略)</p> <p>第9章 <u>秘密文書等の管理(第25条・第26条)</u></p> <p>第10章 <u>研修(第27条・第28条)</u></p> <p>第11章 <u>補足(第29条・第30条)</u></p> <p>附則</p> <p>第9章 <u>秘密文書等の管理</u> (<u>秘密文書の管理</u>)</p> <p>第25条 <u>公表しないこととされている情報が記録された行政文書のうち秘密保全を要するもの(特定秘密(特定秘密の保護に関する法律(平成25年法律第108号)第3条第1項に規定する特定秘密をいう。以下同じ。)である情報を記録する行政文書を除く。以下「秘密文書」という。)は、次に掲げる種類に区分し、指定する。</u></p> <p>(1) <u>極秘文書 秘密保全の必要が高く、その漏えいが国の安全、利益に損害を与えるおそれのある情報を含む行政文書</u></p> <p>(2) <u>秘文書 極秘文書に次ぐ程度の秘密であって、関係者以外には知らせてはならない情報を含む行政文書</u></p> <p>2 <u>前項の指定は、総括文書管理者又は官房長、本省の局長、農林水産技術会議事務局長、林野庁長官、水産庁長官若しくはこれらに準ずる者が、期間(極秘文書については5年を</u></p>	<p>目次</p> <p>第1章～第8章 (略)</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>第9章 <u>研修(第25条・第26条)</u></p> <p>第10章 <u>補足(第27条・第28条)</u></p> <p>附則</p> <p><u>(新設)</u></p> <p><u>(新設)</u></p>

超えない範囲内の期間とする。次項において同じ。)を定めて行うものとし、その指定は必要最小限にとどめるものとする。

3 前項の指定をした者(以下「指定者」という。)は、同項の指定に係る期間(以下「指定期間」という。)が満了する時において、引き続き秘密文書として管理を要すると認めるときは、期間を定めてその指定期間を延長するものとする。

4 指定期間(前項の規定により延長した場合には、延長後の期間を含む。以下同じ。)は、当該行政文書の保存期間(第11条第1号の保存期間をいう。)を超えることができない。

5 秘密文書については、その指定期間が満了したときは、当該指定は、解除されたものとする。指定者は、指定期間中、秘密文書に指定する必要がなくなると認めるときは、速やかに秘密文書の指定を解除するものとする。

6 指定者は、第1項の指定をしたときは、その文書に秘密文書と確認できる表示を付すものとする。

7 指定者は、秘密文書の管理についての責任者として秘密文書管理責任者を指名するものとする。

8 秘密文書管理責任者は、その管理する秘密文書について、簿冊の管理、保存、配布及び送達、複製等、廃棄その他の事務を行うものとする。

9 総括文書管理者は、秘密文書の管理状況について、毎年度、農林水産大臣に報告するものとする。

10 指定者は、他の行政機関に秘密文書を配布する場合には、あらかじめ当該秘密文書の管理について配布先の行政機関と協議した上で行うものとする。

11 総括文書管理者は、秘密文書の管理に関し必要な事項の細則を規定する秘密文書の管理に関する要領を定めるものとする。

(特定秘密である情報を記録する行政文書の管理)

第26条 特定秘密である情報を記録する行政文書については、特定秘密保護関係法令等(特定秘密の保護に関する法律、特定秘密の保護に関する法律施行令(平成26年政令第336号)、特定秘密の指定及びその解除並びに適性評価の実施に関し統一的な運用を図るための基準(平成26年10月14日閣議決定)並びに同令第12条第1項の規定に基づき定められた農林水産省特定秘密保護規程(平成26年農林水産省訓令第16号)、林野庁特定秘密保護規程(平成26年林野庁訓令第3号)及び水産庁特定秘密保護規程(平成26年水産庁訓令第3号)をいう。別表第2において同じ。)に定めるもののほか、この訓令に基づき管理するものとする。

第10章 (略)

第27条・第28条 (略)

第11章 (略)

第29条・第30条 (略)

別表第1(第9条、第12条及び第13条関係)

行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
(略)				

(略)

(新設)

第9章 (略)

第25条・第26条 (略)

第10章 (略)

第27条・第28条 (略)

別表第1(第9条、第12条及び第13条関係)

行政文書の保存期間基準

事項	業務の区分	当該業務に係る行政文書の類型(施行令別表の該当項)	保存期間	具体例
(略)				

(略)

その他の事項						その他の事項					
14～16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	14～16	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
17	独立行政法人等に関する事項	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標(独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっ	(略) (削る。)	10年	(略) (削る。)	17	独立行政法人等に関する事項	独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	(略)	10年	(略)
									<u>評価委員会に検討のための資料として提出された文書、評価委員会における議事が記録された文書及び評価委員会の決定又は了解に至る過程が記録された文書(二十四の項口)</u>		<ul style="list-style-type: none"> ・開催経緯 ・諮問 ・議事の記録 ・配付資料 ・意見

		<p>ては中長期目標、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては年度目標。以下この項において同じ。)の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯</p>	<p>—制定又は変更のための決裁文書(二十四の項口)</p> <p>—中期計画(独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期計画、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては事業計画) 事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づ</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標案 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画 ・年度計画 ・事業報告書 				<p>—制定又は変更のための決裁文書(二十四の項八)</p> <p>—中期計画、事業報告書その他の中期目標の達成に関し法律の規定に基づき独立行政法人等により提出され、又は公表された文書(二十四の項二)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・中期目標案 <hr/> <ul style="list-style-type: none"> ・中期計画 ・年度計画 ・事業報告書 	
--	--	---	---	---	--	--	--	--	---	--

			き独立行政 法人等によ り提出され、 又は公表さ れた文書(二 十四の項八)		
		(略)	(略)	(略)	(略)
18~ 26	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

		(略)	(略)	(略)	(略)
18~ 26	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

別表第2（第19条関係）

保存期間満了時の措置の設定基準

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の（1）～（6）に沿って行う。

（1）別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事 項	業務の区分	保存期間満了時の措置
(略)		
その他の事項		

別表第2（第19条関係）

保存期間満了時の措置の設定基準

2 具体的な移管・廃棄の判断指針

1の基本的考え方に基づいて、個別の行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置（移管・廃棄）の判断については、以下の（1）～（5）に沿って行う。

（1）別表第1に掲げられた業務に係る行政文書ファイル等の保存期間満了時の措置については、次の表（用語の意義は、別表第1の用語の意義による。）の右欄のとおりとする。

事 項	業務の区分	保存期間満了時の措置
(略)		
その他の事項		

14～16	(略)	(略)	(略)	14～16	(略)	(略)	(略)
17	独立行政法人等に関する事項	独立行政法人通則法その他の法律の規定による中期目標(独立行政法人通則法第2条第3項に規定する国立研究開発法人にあっては中長期目標、同条第4項に規定する行政執行法人にあっては年度目標)の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管	17	独立行政法人等に関する事項	独立行政法人通則法その他の法律の規定による中期目標の制定又は変更に関する立案の検討その他の重要な経緯	移管
		(略)				(略)	
18～26	(略)	(略)	(略)	18～26	(略)	(略)	(略)
<p>(2)～(4) (略)</p> <p>(5) 特定秘密である情報を記録する行政文書については、別表第2に定めるもののほか、<u>特定秘密保護関係法令等を踏まえ、移管・廃棄の判断を行うものとする。</u></p> <p>(6) (略)</p>				<p>(2)～(4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(5) (略)</p>			